

ごみの減量と資源化の取り組みに関する質問票

一定規模以上の事業用建築物の所有者などの義務に関する条例等については、ホームページにある資料をご参照下さい。

文中の「条例」は町田市廃棄物処理及び再利用の促進に関する条例、「規則」は同・施行規則を指します。

対象事業所(建物名)	
質問票記入日	2021年 月 日
質問票記入者	役職： 氏名： TEL：
廃棄物管理責任者	役職： 氏名： TEL：

現状確認を行う理由

- ・過去5年間、現状確認を実施していない。
- ・建築物完成後、現状確認を実施していない。 など

記入方法

- ・該当する項目にご記入いただくか、□に✓を付けてください。(✓は複数回答可。)
- ・質問票について、書ききれない場合は別紙にてお答え下さい。
- ・質問票の調査項目に不明点がないように、該当の無いものは「該当なし」で記入して下さい。
- ・質問は建築物全体に対するものです。テナント等がある場合にはテナント等も含めてお答え下さい。
- ・ (太枠)に✓のある場合は改善策を講じ、改善を行ってください。
実現可能なものから一つずつ取り組みを行って下さい。
- ・保管場所の写真を撮影し、添付して送付してください(11ページ参照)。
- ・この質問票は、原則としてメール(メールが難しい場合には郵送)でご提出ください。
- ・後日、電話にて聴き取りを行います。記入した質問票をお手元にご用意ください。
- ・電話による聴き取りは、原則として記入された方のご対応をお願いします。

※町田市記入欄

聴き取り日時	2021年 月 日 時 分
電話対応者	役職： 氏名：

I 廃棄物減量の計画性などについて(条例第20条3項)

1. 事業所で、廃棄物を減らすために3～5年くらいの長期的な数値目標をたてていますか。

- ① はい→①の場合、目標の内容が分かるものを添付して送付してください。
また、ISO認証か独自環境EMSを設けている場合は、以下に✓を付けてください。
 ISO認証を取得している 独自の環境EMSを設けている
- ② いいえ

2. 廃棄物を減らすために、組織を作るなどして対策を立てていますか。

- ① はい→対策の内容が分かるものを添付して送付してください。
(組織名: _____)
- ② いいえ

II 廃棄物管理責任者の任務遂行について

従業員やテナント等に対する指導・啓発はどのように行っていますか。

- ① 会議等を開催している。(年_____回程度)
② 文書などを配付、掲示するなどしている。(年_____回程度)
③ 口頭で行っている。(年_____回程度)
④ 行っていない。→理由(_____)

※一定規模以上の事業所を使用している事業者は事業系廃棄物の減量のために、所有者(または所有者から選任されている管理責任者)に協力を行わなくてはなりません。(条例第20条5項)

III 計画書の正確性について

1. 廃棄物の排出や回収などについて、計画に基づき定期的な進捗点検を行っていますか。

- ① はい (毎月・年_____回程度・他 _____)
- ② いいえ
- ②の場合、それはなぜですか。(_____)

2. 対象建築物に複数の事業所がある場合、各々が独自に処理している廃棄物などについて、把握していますか。

- ① はい
- ② いいえ
- ②の場合、それはなぜですか。(_____)

※建築物内にあるほかの事業所やテナントなどには協力を呼びかけ、定期的に報告書を提出してもらおう等してください。

IV 廃棄物の発生抑制について(条例第11条1項)

事業所内で従業員や来館者が持ち込んだ廃棄物について、次の具体的事項にお答え下さい。

- i お弁当などの食べ残し(生ごみ)
- ① 持ち込み自体を制限したり、持ち帰りを義務づけている。
 ② 社員食堂等あり、ほとんど発生しない。
 ③ 特に何も行ってない。
- ii お茶やお弁当容器・菓子類の袋などの使い捨てプラスチック容器
- ① 持ち込み自体を制限したり、持ち帰りや販売店での引き取りを義務づけている。
 ② 社員食堂等あり、ほとんど発生しない。
 ③ 特に何も行ってない。

※その他の廃棄物(新聞・雑誌・ビン・カン・紙コップ・他)の詳細につきましては、電話にて聴き取りを行います。日頃から、適正な排出抑制の工夫をお願いいたします。

V 廃棄物の分別と再利用の徹底について(条例第11条1項)

事業所内に設置している保管場所の分別状況をご記入ください。

種 類	分 別	種 類	分 別
新聞	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃(蛍光管等水銀廃棄物)	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
ダンボール	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
OA紙など	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
厨芥類(生ごみ)	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
その他一般廃棄物	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
ビン	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
カン	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
ペットボトル	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	産廃()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし	その他()	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> なし

※製造元や販売元が直接管理・回収しているものについては記入の必要がありません。

(例:自動販売機のビン・カン・ペットボトル)

※事業所内に設置するごみ箱の数は、できるだけ少なくしてください。

特に公共スペースなど不特定多数の人が利用するところは、ごみが持ち込まれないよう工夫をお願いします。

VI 廃棄物の適正管理、適正処理について(第11条1項、第27条)

1. 現在の処理ルートなどについて、契約書等で『最終処分まで必ず確認して』具体的にお答え下さい。

『最終処分までのフロー図』等がある場合は、以下に記入せず別紙添付でもかまいません。

※ 廃棄物は最終処分されるまで「排出者責任」があります。収集運搬業者に渡して終わりではありません。

種 類	一次処理及び運搬委託業者名 中間処分場など	最終処分施設名 処分の方法
厨芥類 (生ごみ) <記入例>	(収集運搬) <■■産業(株)>	(施設名) 東京都西多摩郡日の出町 <東京たま広域資源循環組合>
	(中間処理場) <町田リサイクル文化センター>	(処分方法) <エコセメント(再資源化)>
新聞	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
ダンボール	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
O A紙など	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
厨芥類 (生ごみ)	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
厨芥類 以外の一般廃棄物 (雑巾など)	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
ビン	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
カン	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
ペットボトル	(収集運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)

種 類	一次処理及び運搬委託業者名 中間処分場など	最終処分施設名 処分の方法
産業廃棄物 (蛍光管等水銀廃棄物) ＜記入例＞	(収集運搬) ＜■ ■産業(株)＞	(施設名) ＜◆◆産業(株) ◎◎工場＞
	(中間処理場) ＜■ ■産業(株) ●●中間処理工場＞	(処分方法) 水銀製品リサイクル
産業廃棄物 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
産業廃棄物 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
産業廃棄物 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
産業廃棄物 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
その他 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
その他 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
その他 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)
その他 ()	(処理運搬)	(施設名)
	(中間処理場)	(処分方法)

※機器などを用いて一次処理を行う場合は市と協議を行って下さい。(施行規則第19条)

※製造元や販売元が直接管理、回収しているものについては記入の必要がありません。

(例:自動販売機のビン・カン)

※町田リサイクル文化センターに持ち込める物は、家庭系廃棄物の処理に支障がない範囲に限られ(条例第32条2項)、『町田市一般廃棄物の処理計画』の中で種類が定められています(施行規則第28条)。具体的には事業系一般廃棄物のうち資源化できない紙くず・資源化できない厨芥類(生ごみ)・繊維くず・木くず・剪定くず・少量の畳のみです。また、持ち込む場合は必ず分別を行って下さい。

2. 再利用対象物(ビン・カン・紙類などの資源)の保管場所についてお答え下さい。(11ページ参照)

i 十分な広さの保管場所がありますか。

(延べ床面積1万㎡以下の事業所は4㎡以上必要です。同、文化娯楽施設等は3㎡以上必要です)

① はい

② いいえ

いいえの場合、保管の方法()

ii 廃棄物(ごみ)の混入はありませんか。

① ない

② ある

iii 清潔が保たれていますか。

① はい

② いいえ

iv 車両のアクセスが可能で、作業などでの安全性を考慮していますか。

① はい

② いいえ

v 社員や作業員などに分かるように、必要な表示を行っていますか。

① はい

② いいえ

※1994(平成6)年4月1日以降に新築、増改築した事業面積3,000㎡以上の建築物は、再利用対象物保管場所の設置が義務づけられ、市に届け出をすることになっています(第20条6項)。また、既に提出されている場合も保管場所に変更がある場合は、再度届け出を行ってください。届け出義務のない事業所も、設置基準などを参考に適切な保管場所を確保するようお願いします。

3. 事業系一般廃棄物(一般ごみ)の保管場所についてお答え下さい。(11ページ参照)

i 保管場所がありますか。

① はい

② いいえ

いいえの場合、保管の方法()

ii 保管場所は飛散、流出、悪臭が防止され、清潔が保たれていますか。

① はい

② いいえ

iii 事業系一般廃棄物に、資源化できる紙やビニール・プラスチックの混入はありませんか。

① ない

② ある

※平成6年4月1日以降に新築、増改築した建築物は廃棄物保管場所の設置が義務づけられています(条例第40条、施行規則第20条)。

設置義務のない事業所も、適切な保管場所を確保するようお願いします。

4. 資源物・廃棄物の管理についてお答え下さい。

i 再利用対象物(資源)を排出するとき、量の把握はどのように行っていますか。

① 実量又は換算値で把握している。

② 業者からの計量伝票で確認している。

③ 把握していない。

ii 廃棄物(ごみ)を排出するとき、量の把握はどのように行っていますか。

① 実量又は換算値で把握している。

② 業者からの報告で確認している。

③ 把握していない。

iii 廃棄物(ごみ)の種別ごとの排出量はどのように管理していますか。

① 日報(マニフェスト伝票での管理を含む)を作成している。

② 月報を作成している。

③ 年報を作成している。

④ 作成していない。

iv マニフェスト伝票(一般廃棄物管理票や産廃マニフェスト)はだれが記入していますか。

① 自社(排出事業者)が記入している。(電子マニフェストも含む)

② 建築物を管理する管理業者が記入している。

③ その他()

※市に一般廃棄物を日量200kg以上搬入する場合、一般廃棄物管理票(一般廃棄物マニフェスト)の提出が必要です。

v 中間・最終処分先等はどのように確認しましたか。

- ① 現地調査で確認した。
- ② 書面、マニフェスト伝票、ホームページ等などで確認した。
- ③ 口頭で確認した。または把握していない。

Ⅶ 廃棄物の発生源としての排出抑制について (該当する事業所のみ)

物の製造・加工・販売・配布・無料提供等を行っている事業所は、該当する項目にお答え下さい。
公共事業などで行う配布も含まれます。

1. 物の製造、加工、販売、使用提供(無料も含む)等に際する排出抑制について

i 努めて長もちする製品を扱うようにしていますか。(第17条1項)

- ① はい
①の場合、具体的な方法()
- ② いいえ

ii 販売した製品や提供した物などを修理する体制を整えていますか。(同上)

- ① はい
①の場合、具体的な方法()
- ② いいえ
②の場合、それはなぜですか。()

iii 過剰包装をやめるなど、包装や容器などの削減に努めていますか。(第19条第1項)

- ① はい
①の場合、具体的な方法()
- ② いいえ
②の場合、それはなぜですか。()

iv 商品などを販売する際、購入者自らが適正な包装、容器を選択できる、または購入者が包装などを断れるようにしていますか。又は購入者から包装、容器の返却を求められたとき、それを回収するようにしていますか。(第19条第3項)

- ① はい
①の場合、具体的な方法()
- ③ いいえ

※事業者がごみになりにくい製品を扱うことは、社会全体の廃棄物減量の基礎となります。
購入者がそのような物を選択できるような体制を整えることが、廃棄物減量の第一歩です。
景品の配布なども見直してみましょう。

2. 物の製造、加工、販売、使用提供等に際する再利用の容易性について

i 再利用可能な製品や容器等の開発や普及に努め、またそれを回収したり、表示を行うなどして
購入者に情報を提供していますか。(第18、第19条2項)

① はい

①の場合、具体的な方法()

② いいえ

3. 物の製造、加工、販売、配布物、使用提供に際する廃棄物の適正処理の容易性について

i 製品や容器などが廃棄物(ごみ)になった場合に、その廃棄物を適正に処理できるような製品や
容器などの開発に努めていますか。(第11条2項、第28条)

① はい

①の場合、具体的な方法()

② いいえ

ii 製品や容器などが廃棄物(ごみ)になった時の適正な処理方法について購入者に情報を提供し
ていますか。(第28条)

① はい

①の場合、具体的な方法()

② いいえ

iii 適正処理困難物(※下記参照)は回収していますか。(第30条)

① はい

② いいえ

②の場合、それはなぜですか。()

③ 扱っていない

※市では、市の清掃工場では処理できない一般廃棄物を『適正処理困難物』に指定しています。
指定されている具体的な適正処理困難物は、自動車やバイクのタイヤ及び部品・バイク・バッテリー
ー・ピアノ・耐火金庫・ガスボンベ・オイルや灯油等・消火器・農薬等の薬剤・ボウリングの球で、下
取り等により回収することを義務づけています。

Ⅷ 環境保全型商品などの積極的な調達や社会貢献について

1. 再生品・環境保全型商品などの積極的な購入や地域の清掃など社会貢献をするようにしていますか。

① はい→具体的な方法()

② いいえ

②の場合、それはなぜですか。()

※資源循環型社会の実現のためには、みなさまの日々の努力が必要になります。

商品購入の際は、より環境負荷の少ない商品を購入してください。(条例第17条3項)

Ⅸ その他

1. 廃棄物(ごみ)の減量や資源化に組織全体で取り組んでいますか。

① はい→具体的な取組内容()

② いいえ

2. 他の事業所の模範となるような、あるいは力を入れていてアピールしたい取り組みをしていますか。

① はい→具体的な取組内容()

② いいえ

※他の事業所にご紹介できる取り組みがあれば改めて取材させていただき、市の広報紙やホームページ等でご紹介させていただく場合があります。

・ 表彰制度『まちだ3R賞』について

事業所のごみ減量をすすめる方策のひとつとして、事業系一般廃棄物の減量やリサイクル等に積極的・組織的に取り組んでいる事業所を表彰する『まちだ3R賞』があります。

詳しくは町田市ホームページをご覧ください。3R推進課(042-797-7111)にお問合せください。

Ⅹ 再利用対象物保管場所の状況について

以下の写真を、この質問票に添付して送付してください。

- ① 保管場所入口表示
- ② 保管場所内部の様子
- ③ 保管場所内の分別表示
- ④ 一般廃棄物(生ごみなど)の中身

以上